

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、  
令和8年5月に開催された協議の場の結果を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	大穂 地区 第 1 区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和 8 年 5 月 21 日

【申出案件】

	1	地域計画への位置付け	計	ha
○	2	地域計画からの除外	計	0.41 ha
	3	地域計画の位置付け内容等の変更		
	4	その他 ( )		

【意見書の有無】

令和8年5月20日まで開催した協議の場において、不都合と判断する  
意見書等の提出はございません。

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、地域計画変更等の申し出  
内容について、合意となったことから、様式5-1の一部を別添のとおりに  
朱書き訂正とします。

※様式5-1の性質上、個人を特定し記載しているものではないため、個々の申し出に  
対し、合意内容等の明記はございません。

令和8年(2026年)5月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	大穂地区 (第1区 大曾根 玉取 若森 佐)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月21日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地域は、今後の担い手があり、農地を次の世代に引き継ぐ土台が出来ていると思われるが、集約・集積については、時間やお金がかかる現状がある。また、山間部(山裾)は遊休農地が多く存在する。作付け時期での水の管理やのり面等の除草の問題、農地が小さく耕作機械が活用できるかどうか等の問題もある。新規就農者については、作物は作るがそれ以外の草刈りなどはやらないという考え方の人もいるため、どのように運用するかなど意見交換も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

第1区の農地については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。大曾根地区や若森地区を中心に農地中間管理事業を活用した農地の集約化や再分配により、更なる担い手への集約化を進める。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	397.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い農地や担い手の見込みのない農地、再生不能な農地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。地権者にも協力していただき、草刈りなどの管理費にあてる案も考えられる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
大曾根地区、若森地区を中心に農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。隣接する農地を集約する場合、一区画に集約すれば大型機械なども運用可能であるが、段差や勾配など地形的に難しいと思われ、国などの補助が必要ではないかと考える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて、農地法第3条及び農地中間管理機構の活用を使い分けることとする。農地中間管理機構を活用することを、地権者にも周知・説明することが必要である。
(3)基盤整備事業への取組方針
関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携し、耕作可能な農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。この地域では「筑波北条米」がブランド商品であり、過去にはいばらき大使による特産品の宣伝が行われていた。この様な取り組みを再開し活用すると良いのではないかと考える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業を委託する取り組みは行われていたが、現在は農家が減ったため、少なくなってきた。西部地域がメインではあるが、農業協同組合の関連会社は現在も実施されている。関連会社の取り組みは、大穂地区(第1地区)ではない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 筑波山の山沿いでイノシシによる被害があるため、被害防止対策を講じているが更なる取り組みを地区内で検討する。
- 全てにおいての取り組みを行っている。また、特別栽培米は国のガイドラインに沿って取り組みと販売を行っているため、更なる取り組みを地区内で検討する。
- 一部就農者がドローンを使用して農薬散布・肥料の追肥を実施している。今後、ドローン利用の拡大を地区内で検討していく。
- 米の輸出を行っており、今後についても地区内で検討する。